

財務省告示第三十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十五年一月三十日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十五年一月二十八日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第二十四回）
二	発行の根拠	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項
三	法律及びその適法	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替用を
四	発行方法	機関は日本銀行とする。郵政事業庁長官による国債の募集の取扱い及び取得による発行額
五	発行額	二百七十億円
六	払込金額	二百七十億六千四百八十万円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行の価格	平成十五年一月三十日
十	募集の価格	額面金額百円につき百円二十四
十一	利率	・三パーセントは、払込金の
十二	経過利率	郵政事業庁長官は、払込金の額に

(一) 年 額面金額百円につき百円二十四
 出額に追加の額を第九号の規定す
 るした金額を第十号の規定す

る。

$$\text{償還金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{41}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

平成十五年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。)

$$\text{償還金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四	第二期以後の利子	毎年六月二十日及び十二月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五	償還期限	平成十九年十二月二十日
十六	償還金額	額面金額百円につき百円
十七	元利支	日本銀行

十三 初期利子

十 十
九 八

払 募 払
込 集 場
期 期 所
日 間

平 成 平
成 十 成
十 五 十
五 年 五
年 一 年
一 月 一
月 二 月
三 十 二
十 四 十
日 日 一
日 日 日
ま 日 日
で から 平